

建築協定に 関する基礎講座

青葉区

まちのルールづくり相談センター

1

建築協定に関する基礎講座、横浜市青葉区まちのルールづくり相談センター

横浜市青葉区は、横浜市 18 区の中でもっとも建築協定の地区数が多く、約 50 地区、市内の三割弱の建築協定があります。

このため、青葉区には区内の建築協定委員会等の相談窓口である、まちのルールづくり相談センターが設けられており、年に一度、青葉区の建築協定運営委員会等に向けて、まちのルールづくり連絡会を行っています。

目次

1 建築協定とは

- ① 建築協定に定めることができる制限
- ② 建築協定の区域について

2 運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

2

本動画では連絡会でお伝えしている、建築協定に関する基礎講座部分について、ご説明させていただきます。

- 1、「建築協定とは」では建築協定で定める事が出来る制限と協定区域について
- 2、「運営委員会の役割」では4つの役割について、ご説明します。

1、建築協定とは

1 建築協定とは

- ① 建築協定に定めることができる制限
- ② 建築協定の区域について

2 運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

初めに、建築協定について、説明します。

建築協定とは

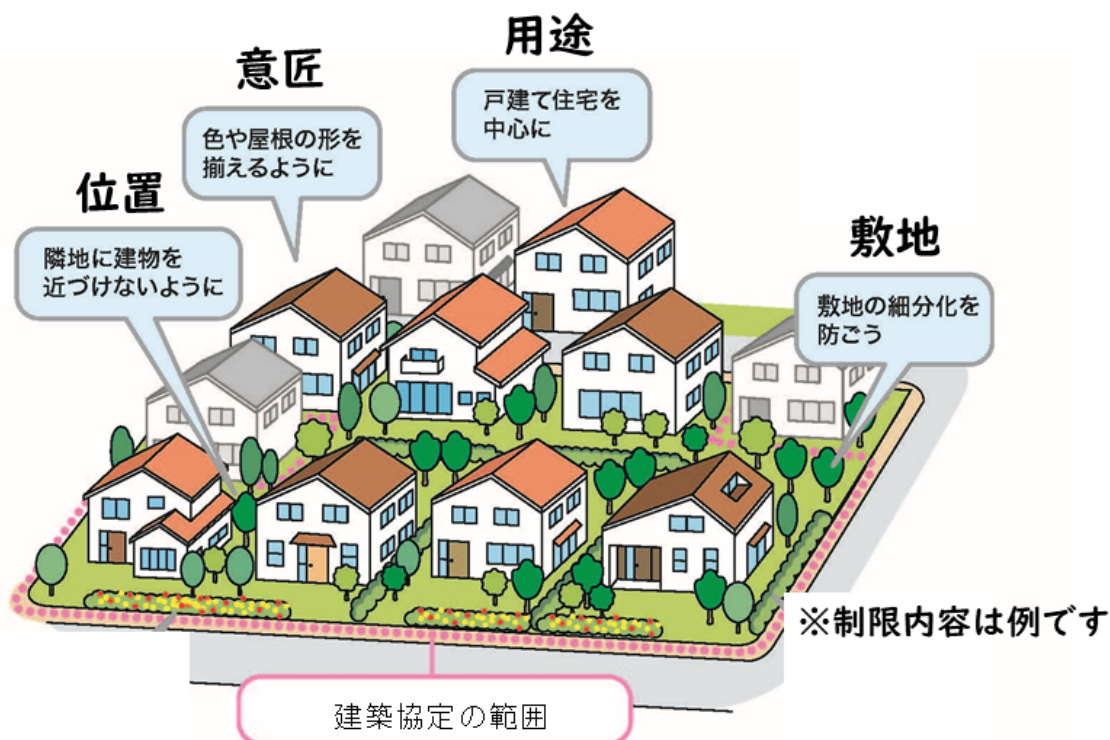
建築基準法等の「最低限の基準」に“上乘せ”し、地域の特性に応じて、建物の制限を加えるルール



建築協定とは、建築基準法等の「最低限の基準」に“上乘せ”し、建物の制限を加えるルールの中で、地域で作り、お互いに守りあうことを「約束」するものとなります。

①建築協定に定めることができる制限

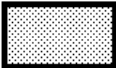


敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備について制限が可能（項目は建築基準法で規定）

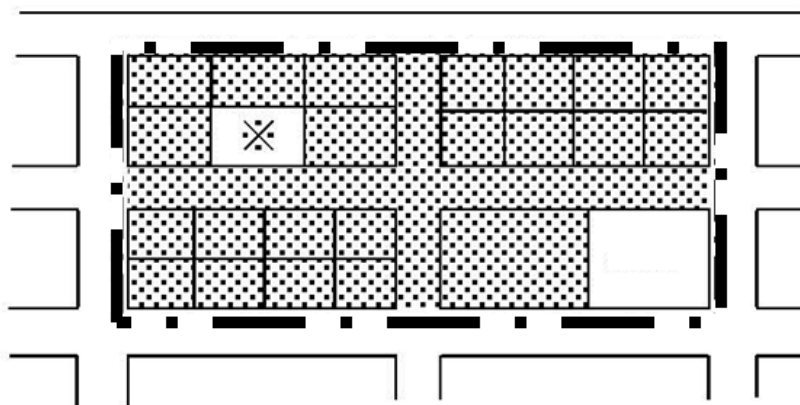


建築協定で定めることができる内容は、建築基準法に規定されており、敷地、建物の位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備の制限となります。

例えば、敷地の細分化を防ぐことや、戸建て住宅を中心とした用途とすること、色や屋根の形を揃えるような意匠とすること、隣地に建物を近づけない位置とすることなどを定める事が出来ます。

②建築協定の区域について

-  建築協定区域
-  建築協定区域隣接地
-  事前協議要望地区

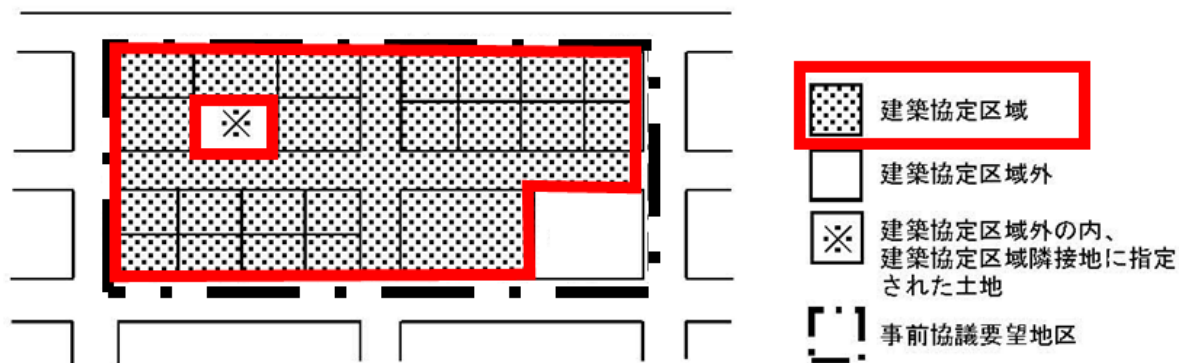


次に「建築協定区域」と「建築協定区域隣接地」及び「事前協議要望地区」の定義などについて説明します。

②建築協定の区域について

建築協定区域とは

土地の所有者等が建築協定に加入することに合意した土地の集合体



- ・ 協定による制限は、**建築協定区域内でのみ有効**
- ・ 協定への加入について所有者等の合意が得られなかった土地は、**建築協定区域外**となる

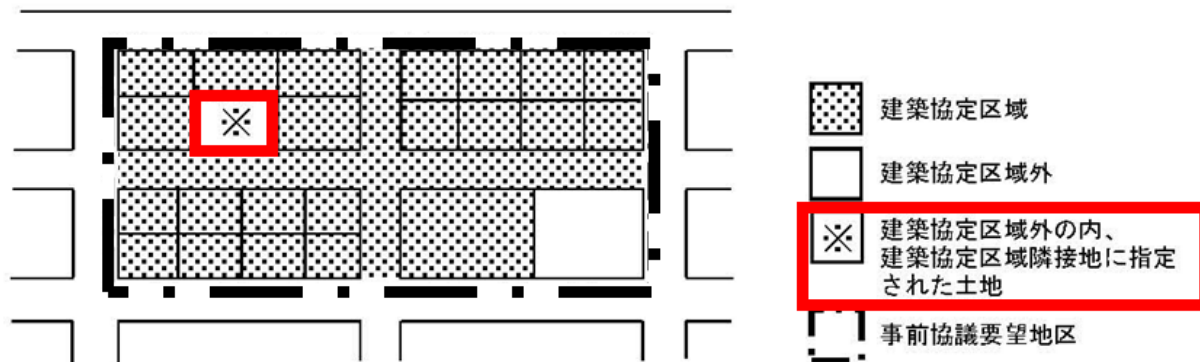
まず、「建築協定区域」とは、土地所有者等が建築協定に加入することに合意した、土地の集合体を指します。建築協定による各種制限は、協定区域内のみ有効となります。

また、協定への加入について所有者等の合意が得られなかった土地は、建築協定区域外となります。

②建築協定の区域について

建築協定区域隣接地とは

建築協定区域に隣接する土地のうち、将来的に協定に加入してもらうことを建築協定区域内の人が希望する土地



建築協定区域外なので、制限は及ばないが、隣接地に指定された土地の所有者の方が建築協定に加入したい場合は、簡易な手続きで加入できる

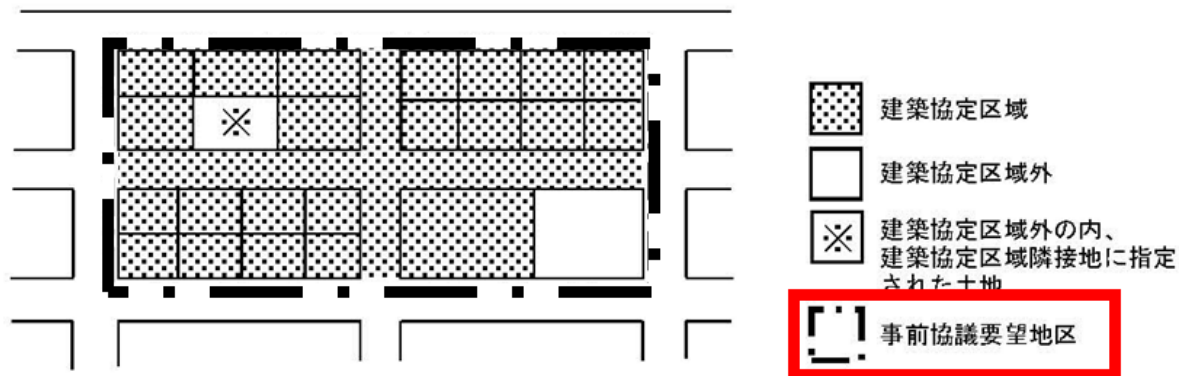
「建築協定区域隣接地」とは、建築協定区域に隣接する土地のうち、将来的に協定に加入してもらうことを協定区域内の人が希望する土地を指します。

隣接地は協定の区域外のため、協定の制限は及びませんが、隣接地に指定された土地の土地所有者の方が、建築協定に加入したい場合、簡易な手続きで加入できます。

②建築協定の区域について

事前協議要望地区とは

地元の建築協定運営委員会が、建築確認申請等の前に、建築計画の内容について事前協議を要望している敷地



建築協定区域以外の土地の場合、事前協議要望地区になっていたとしても、制限は及びません。

「事前協議要望地区」とは、建築計画等の際に地元の建築協定運営委員会が建築確認申請等の前に、計画の内容について事前協議を要望している敷地を指します。建築協定区域以外の土地の場合、制限は及びませんが、建築計画の確認、協議を要望する地区となります。

2 運営委員会の役割

1 建築協定とは

- ① 建築協定に定めることができる制限
- ② 建築協定の区域について

2 運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

10

次に、運営委員会の役割についてご説明します。

運営委員会とは

建築協定は地域で運営するルールです。
このため、土地の所有者等で委員会を組織し、
協定を運営していきます。

運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

など¹¹

建築協定は地域で運営するルールとなります。このため、土地所有者等で委員会を組織し、協定を運営していきます。

運営委員会の役割には、

- 1 区域内で建築行為がある場合、建築計画に関する協議を行うこと、
- 2 協定の更新や延長に必要な手続きを行うこと
- 3 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき、必要に応じて措置を講じること
- 4 その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う ことなどがあります。

これら4つの項目について、この後のスライドで詳しくご説明します。

運営委員会とは

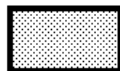
運営委員会の役割


- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

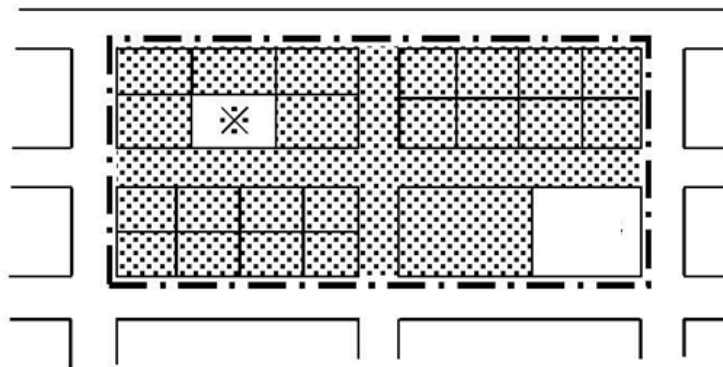
まず、役割1 建築計画に関する協議について、ご説明します。

役割①建築計画に関する協議

- ・ 協定区域内での建築行為について、建築確認申請等の前に協定の内容との整合性を運営委員会が確認します。
- ・ 協定区域外の建築行為についても、事前協議要望地区を設定することで、建築計画の確認、協議ができます。

 建築協定区域：制限対象

 事前協議要望地区：制限対象外（協議可能）



13

運営委員会は、協定区域内での建築行為について、建築確認申請の前に、協定の内容との整合性を確認します。

建築協定区域外の建築行為についても、事前協議要望地区を設定することで、建築計画の確認、協議ができます。

役割①建築計画に関する協議

協議・審査の方法や様式

地区ごとに独自の方法や様式を使い審査を行います。

地域まちづくり課のHPに参考様式あり！



建築協定チェックシート 事前届出の結果の通知 など

建築計画に関する協議や審査は、地区ごとに独自の方法や様式で行うことができます。

独自の様式などを決めていない場合は、地域まちづくり課のHPに参考様式の用意もありますので、活用をご検討ください。

運営委員会とは

運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

次に、「役割2 建築協定の更新や延長等必要な手続きを行う」について、ご説明します。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

目次

- 建築協定の更新について
 - ・ 建築協定の更新の主な流れ
- 建築協定の延長について
 - ・ 建築協定の延長の主な流れ
- 建築協定の更新・延長等の有効期間記載例
 - ・ 例1（更新：○年とする。）
 - ・ 例2（延長+更新：○年とする。ただし、…）
 - ・ 例3（無期限：廃止の認可公告のあった日まで）
 - 有効期間の定められていない建築協定の見直し
- 更新・延長等への支援について

16

この項目については、

まず、建築協定の更新及び延長の定義やそれぞれの手続きの流れをご説明し、次に、建築協定の更新及び延長等の有効期間の具体的な記載例、また、有効期間の定められていない協定の見直しなどについてみていきます。

最後に、更新及び延長等への横浜市からの支援についてお伝えします。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

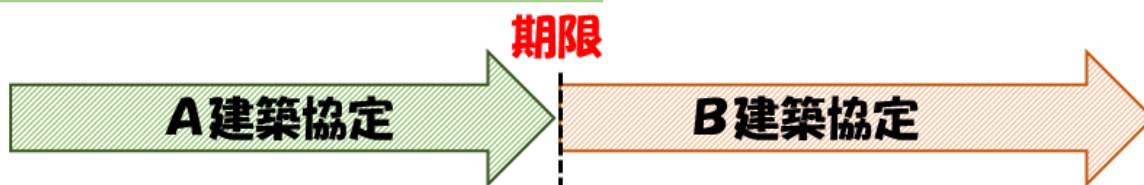
役割②の目次

- 建築協定の更新について
 - ・ 建築協定の更新の主な流れ
- 建築協定の延長について
 - ・ 建築協定の延長の主な流れ
- 建築協定の更新・延長等の有効期間記載例
 - ・ 例1（更新：○年とする。）
 - ・ 例2（延長+更新：○年とする。ただし、…）
 - ・ 例3（無期限：廃止の認可公告のあった日まで）
 - 有効期間の定められていない建築協定の見直し
- 更新・延長等への支援について

それではまず、建築協定の更新及び延長の定義やそれぞれの流れについて、ご説明します。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

建築協定の更新について



建築協定を一度失効し、新たに作り直す
→協定内容、建築協定区域等の見直しができる

協定書の条文例

第〇条

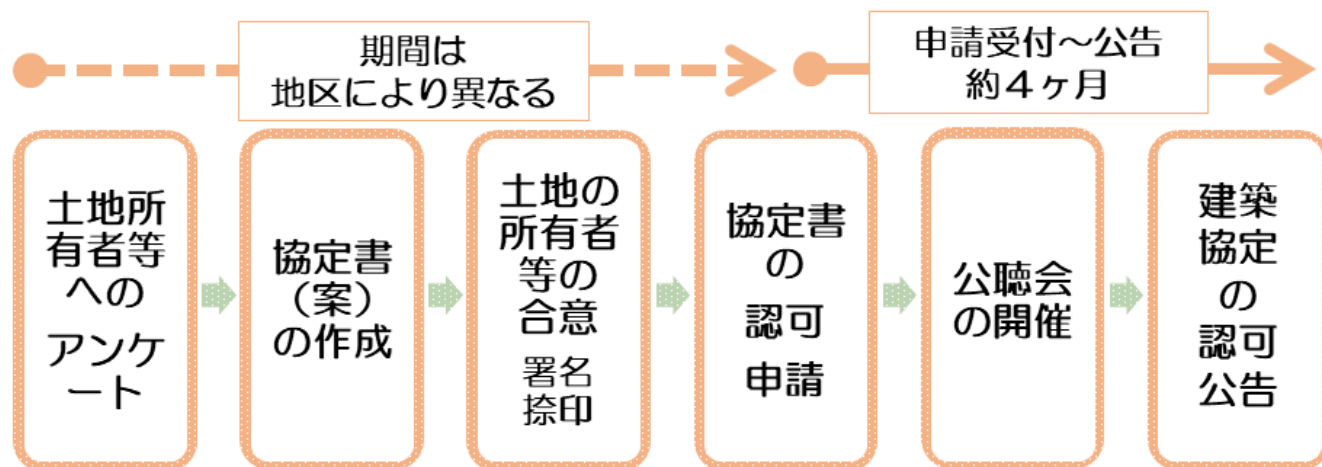
この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から 〇年間とする。

建築協定の更新について、建築協定の更新とは、期限を迎え失効となる協定を、新たに作り直すことを言います。このため、協定で定める内容や協定区域等の見直しができるものとなります。

なお、更新手続きがある建築協定書の条文の例は、画面にお示しの通りとなります。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

建築協定の更新の主な流れ



19

次に、建築協定の更新の主な流れについて、ご説明します。

まず、建築協定区域内の土地所有者等に対して、アンケートを実施し、建築協定の更新に対する賛否や記載内容の見直しに対する意向を確認します。

次に、土地所有者等の意見を調整し、その内容を反映させながら協定書の案を作成します。

協定書の更新案がまとまりましたら、土地所有者等の合意を確認するため、署名捺印を集めます。

土地所有者等の合意が確認できた後、横浜市に対し、建築協定書の更新についての認可を申請します。

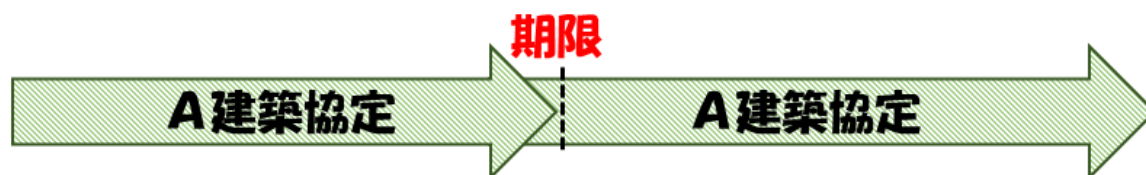
その後、建築協定の認可に支障がないか、直接皆さんの意見を伺うため公聴会が開催されますので、土地所有者等の参加の呼びかけ等を行います。

なお、建築協定書認可申請から認可公告までに法的手続きのため、4か月程度期間が必要となります。

また、地区の大きさ等を考慮した適切なタイミングで、青葉区から、更新対象地域にお声がけをさせていただいております。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

建築協定の延長について



建築協定の有効期間を延ばす
→ 同じ協定内容、建築協定区域で継続する

協定書の条文例

第〇条

この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から 〇年間とする。
ただし、有効期間満了までに運営委員会が行う継続意向調査において土地の所有者等の過半数の継続賛成の意思表示がある場合は、さらに〇年間、〇回に限り延長されるものとする。

20

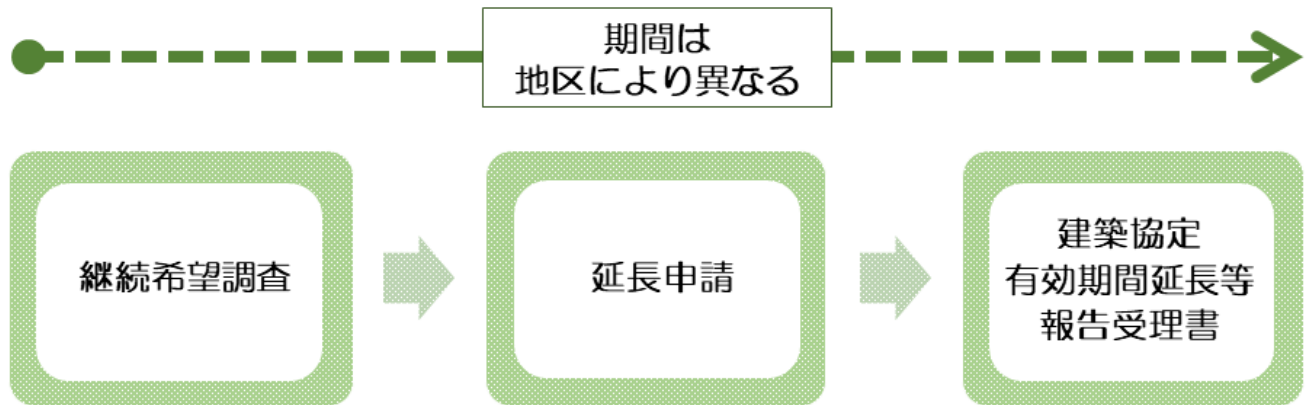
建築協定の「延長」とは、同じ協定内容かつ、同じ協定区域で協定を延長することを言います。

建築協定の更新と異なり、協定書内容や協定区域の変更はできません。

なお、延長手続きがある建築協定書の条文の例は、画面にお示しの通りとなります。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

建築協定の延長の主な流れ



21

次に、建築協定の主な延長の流れについて、ご説明します。

まず、運営員会で、建築協定区域内の土地所有者等に対して、延長するかどうかアンケートで確認をします。

アンケートの結果、建築協定延長の意向が確認されましたら、横浜市に対し、延長の申請をします。

建築協定の延長が必要な地区に対しても、地区の大きさ等を考慮した適切なタイミングで、青葉区からお声がけをさせていただいております。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

役割②の目次

- 建築協定の更新について
 - ・ 建築協定の更新の主な流れ
- 建築協定の延長について
 - ・ 建築協定の延長の主な流れ
- 建築協定の更新・延長等の有効期間記載例
 - ・ 例1（更新：○年とする。）
 - ・ 例2（延長+更新：○年とする。ただし、…）
 - ・ 例3（無期限：廃止の認可公告のあった日まで）
 - 有効期間の定められていない建築協定の見直し
- 更新・延長等への支援について

22

ここからは、建築協定の延長及び更新の有効期間について、代表的な条文例をご紹介します。

ご自身の建築協定の「有効期間」の条文をご確認いただいた上で、この先のスライドをご覧ください。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

建築協定の更新・延長等の有効期間記載例

協定書の条文例 1

この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から ○年間とする。

協定書の条文例 2

この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から ○年間とする。
ただし、有効期間満了までに運営委員会が行う継続意向調査において土地の所有者等の過半数の継続賛成の意思表示がある場合は、さらに○年間、○回に限り延長されるものとする。

協定書の条文例 3

この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から、
第○条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。

※協定により条文の記載内容が異なります。

23

建築協定の有効期間の記載については、大きく次の三種類に分けられます。

条文例 1 は、末尾が「認可報告のあった日から、○年間とする。」となっているもの。

条文例 2 は、途中までは例文 1 と同じですが、但し書きがあり、末尾が「延長されるものとする。」となっているもの。

条文例 3 は、末尾が、「協定の廃止の認可公告のあった日までとする。」となっているもの。

それぞれの条文について、建築協定の有効期間がどのようになるか、この後のスライドでご説明します。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

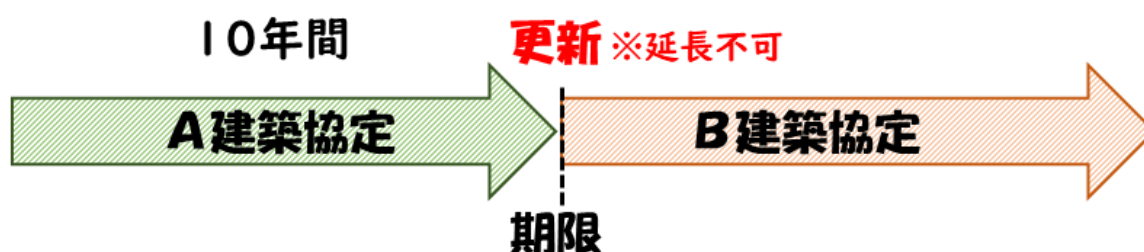
建築協定の更新・延長等の有効期間例

協定書の条文例Ⅰ

第〇条

この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から
10年間とする。

※協定により条文の記載内容が異なります。



24

初めに、条文例1に具体的な数値を入れ、「第〇条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から、10年間とする。」と記載されている場合を考えます。

この記載の場合、認可公告の10年後に協定の有効期限満了を迎え、このタイミングで、更新の手続きが必要となります。

更新にあたりましては、これまでご説明したように、同じ内容で協定を再度策定するか、または協定の内容の見直しや、協定区域内に入るか否かの意思確認を行い、協定区域を変更する等、協定区域内で協議・合意形成を行っていただきます。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

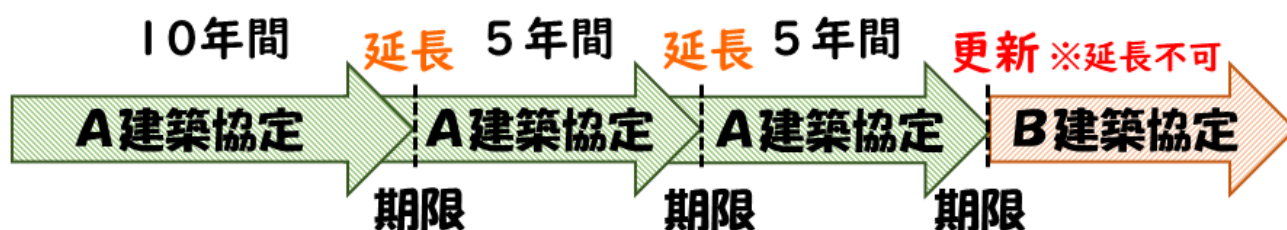
建築協定の更新・延長等の有効期間例

協定書の条文例2

第〇条

この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から**10年間**とする。ただし、有効期間満了までに運営委員会が行う継続意向調査において土地の所有者等の過半数の継続賛成の意思表示がある場合は、さらに**5年間**、**2回**に限り**延長**されるものとする。

※協定により条文の記載内容が異なります。



25

次に、条文例2の場合で、例えば協定の有効期間を10年間とする、の後に「ただし、有効期間満了までに運営委員会が行う継続意向調査において土地の所有者等の過半数の継続賛成の意思表示がある場合は、さらに5年間、2回に限り延長されるものとする。」と記載されている建築協定の場合を考えます。

この記載の場合、認可公告後、10年で建築協定の期限がきますが、継続意向調査において、過半の賛成が得られた場合、協定の内容や区域を変更することなく、5年間延長できます。また、5年後、同じように延長可能ですが、「2回に限り延長される」の記載の通り、その次は「延長」出来ず、「更新」を行う事となります。

この例では、建築協定認可から、20年間は同じ内容で「延長」が可能であり、「更新」のタイミングでは、協定の内容の変更及び、その時の土地所有者の意思で協定区域に入るか否かの意思確認の機会となります。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

建築協定の更新・延長等の有効期間例

協定書の条文例3

第〇条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から、第〇条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。

定期的な更新なく、見直しの機会が設けられていないため、地域のニーズに合わせた協定内容の見直しや、有効期間の設定等を検討

最後にお示しする条文例3は、有効期間の定められていない建築協定となります。

協定の有効期間の記載方法によって、このように有効期間の定められていない建築協定もあります。

このような場合、建築協定の更新や延長の機会がなく、協定区域や協定の内容に関する定期的な見直しが行われなため、地域ニーズが反映されないという課題があります。

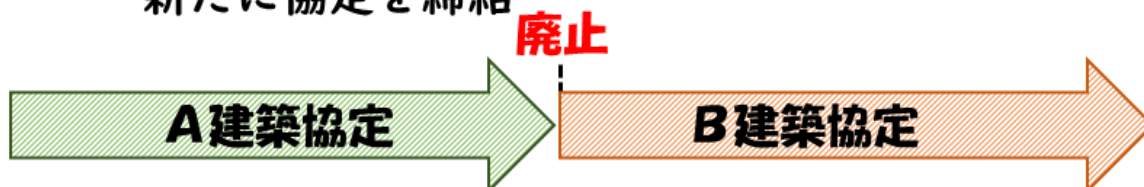
また、横浜市内では、建築協定の更新や延長がないため、協定区域内でアンケートを行う機会が少なく、時間経過による区域内の住民の協定の認知率の低下、及び高齢化により、委員会のなり手がおらず、協定の運営が困難となり、協定のみが残り続けてしまう問題が起きている地区もあります。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

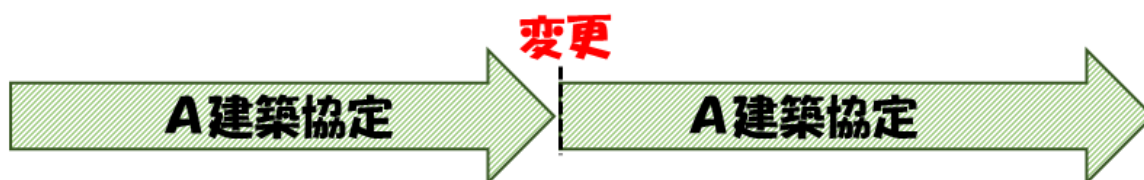
有効期間の定められていない建築協定の見直し

協定の見直しの方法

方法1：土地の所有者等の**過半の合意**により協定を**廃止**し、新たに協定を締結



方法2：土地の所有者等の**全員の合意**により協定の**内容を変更**



27

有効期間の定められていない建築協定は、スライドにお示しする方法で協定内容の見直しや、有効期間の設定を検討していく事が可能です。

一つ目は、土地所有者等の過半合意により、一度協定を廃止し、新しく協定を締結する方法です。

二つ目は、土地所有者等の全員の合意により、協定の内容を変更する方法です。

現在、横浜市では、有効期間がない協定につきましては、有効期間を設け、定期的に協定の内容や区域の見直しの機会を作る事を推奨しています。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

役割②の目次

- 建築協定の更新について
 - ・ 建築協定の更新の主な流れ
- 建築協定の延長について
 - ・ 建築協定の延長の主な流れ
- 建築協定の更新・延長等の有効期間記載例
 - ・ 例1（更新：○年とする。）
 - ・ 例2（延長+更新：○年とする。ただし、…）
 - ・ 例3（無期限：廃止の認可公告のあった日まで）
 - 有効期間の定められていない建築協定の見直し
- 更新・延長等への支援について

28

更新・延長等に対する横浜市からの支援について、ご説明します。

役割②建築協定の更新・延長等の手続き

更新・延長等への支援について

- 地権者情報の提供
- コーディネータ派遣（年12回、通算5か年まで）
更新等の検討時に、専門家派遣
- 活動費の支援（上限30万円、助成率8割）
印刷費や郵送費 等

※R3年度現在

**支援を活用を検討される際、
青葉区まちのルールづくり相談センターに
ご相談ください。**

※建築協定以外のまちのルールの支援についてもご相談ください

29

建築協定の延長・更新にあたっては、運営委員会の作業量が増える事から、横浜市からの支援の活用をご検討頂ければと思います。

主な支援として、3点ご紹介します。

一つ目は、地権者情報の提供です。地権者情報の提供は、区域内の土地所有者のリストを受け取れる制度です。協定の更新や延長の時、土地所有者の確認をするために活用されています。

二つ目は、コーディネーター派遣です。コーディネーター派遣は、まちづくりの専門家を運営委員会に派遣する制度です。主に、建築協定の更新の時に協定書の内容変更の相談や地域住民との合意形成をする際に専門家に進め方を相談したい場合等に活用されます。

三つ目は、活動費の支援です。活動費の支援は、その対象とできる費目が限定されており、上限額 30 万円、助成率は8割となっています。

これらの支援制度を活用する場合、青葉区まちのルールづくり相談センターにご相談ください。

運営委員会とは

運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ **協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる**
- ④ その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

次に、建築協定運営委員会の役割3、協定違反があった場合について、ご説明します。

役割③協定違反への対応

役割③の目次

- 違反への対応方法について
- 法律相談の窓口（参考）
- 民事調停の制度（参考）

ここでは、まず、建築協定違反への対応方法、続いて、参考に法律相談窓口と民事調停の制度について、お伝えします。

役割③協定違反への対応

●協定違反への対応方法について

協定書の内容に基づき、運営委員会が対応

(協定は民事上の契約であるため、行政が是正命令等を行うことはできない)

協定書に定められた違反对応の例

- ① 委員会の決定に基づき、文書をもって、違反者に対して工事の施工停止又は是正のために必要な措置をとることを請求



違反者が従わない場合

- ② 委員会の決定に基づき、工事の施工停止又は必要な措置をとることの強制履行等を裁判所に請求

建築協定違反へは、それぞれの協定書の内容に基づき、運営委員会が建築計画に対する是正指導などにより対応します。建築協定は民事上の契約であるため、是正指導や是正命令等を行政が行う事は出来ません。

建築協定の違反に対しては、建築協定運営委員会と違反者との話し合いによって解決するのが一般的です。工事が進むと是正もそれだけ困難になっていきますので、早期の対応が必要です。

協定書に定められた違反对応の例としては、委員会の決定に基づいて、文書を持って、違反者に工事の施工停止や是正のために必要な措置をとる事を請求、違反者がそれに従わない場合、委員会の決定に基づき、強制履行等を裁判所に請求するなどがあります。

役割③協定違反への対応

法律相談の窓口（参考）

裁判などの対応を検討する場合、
法律相談の窓口で対応方法などについて相談できます。

弁護士・司法書士などの相談員による
特別相談を無料で、区役所1階にて行っています。

※予約制となります。

予約先 青葉区区政推進課広報相談係

TEL: 978-2221

FAX: 978-2411

建築協定違反の対応として、参考に、次の二つをご紹介します。

まず、法律相談の窓口です。建築協定違反で裁判を行うことは稀ですが、青葉区では裁判などの対応を検討する場合、法律相談の窓口での相談が出来ます。こちらは、予約制となりますので、画面にお示ししている予約先にご連絡いただき、ご予約の上、窓口にお越しください。

役割③協定違反への対応

民事調停の制度（参考）

費用や手間の関係で裁判を行うのが難しい場合は、民事調停の制度の活用が考えられます。

- 裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

一般市民から選ばれた調停委員が、裁判官とともに紛争の解決に当たります。

- 費用が裁判に比べて低額
- 要する期間が訴訟に比べて短い

お問合せは、簡易裁判所へ

次に、民事調停制度です。

費用や手間の関係で裁判を行うのが難しい場合は、民事調停の制度の活用が考えられます。民事調停の制度は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手段です。

一般市民から選ばれた調停委員が、裁判官とともに紛争の解決に当たります。一般に、費用が裁判に比べて低額で、要する期間が訴訟に比べて短くなる傾向にあります。詳細については、簡易裁判所へお問い合わせください。

運営委員会とは

運営委員会の役割

- ① 建築計画に関する協議を行う
- ② 協定の更新・延長等、必要な手続き等を行う
- ③ 協定違反があった場合、協定書の規定に基づき必要に応じて措置を講ずる
- ④ **その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う**

最後に、「役割4 その他必要に応じて、地区内で情報共有を行う」について、ご説明します。

役割④その他必要に応じて地区内で情報共有等を行う

建築協定区域内で周知活動を行い、日ごろから建築協定の認識を深め、円滑に協定を運営する事が目的です。

回覧による周知

例：今年度の建築協定の届出件数
協定の内容と区域の周知 等

総会

例：運営員会のメンバー決定
次回の協定更新に向けた勉強会 等 など

建築協定運営委員会は、協定を維持・継続していくための運営組織です。建築協定運営委員会の日ごろの活動を地区内で周知し、土地所有者等の建築協定に対する知識や意識を維持向上させながら、地区内での情報共有を図り、円滑に協定を運営していくことが大切です。

地区内での情報共有の具体的取組として、例えば回覧により、年度の建築協定の届出の件数や、協定の内容、区域の周知を行っている地域や、総会を開催し、運営委員の決定や更新に向けた建築協定の勉強会を行う地域もあります

最後に

まちのルールには建築協定の他にも、
4つの種類のルールがあり、
それぞれ定められる内容や性質が異なります

建築協定についてのお悩みや
建築協定で対応できないことを
新たなルールで対応したいなどといったご相談も、
青葉区まちのルールづくり相談センターまで！

青葉区まちのルールづくり相談センター 連絡先

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4
青葉区役所4階 73番窓口

電話番号：978-2217 FAX：978-2410

メールアドレス：ao-machirule@city.yokohama.jp

まちのルールには建築協定の他にも、4つの種類のルールがあり、それぞれ定められる内容や性質が異なります。

このため、建築協定についてのお悩みや、建築協定で対応できないことを新たなルールで対応したいなど、まちづくりのルールに関するご相談は、青葉区まちのルールづくり相談センターまで、ご連絡ください。

ご視聴ありがとうございました。